



会計上の時価評価に関する再検討

山口 忠 昭

I はじめに

会計上の資産概念を検討するために、制度的＝法的特性アプローチ、計算的特性アプローチ、経済的特性アプローチという三つのアプローチに基づいて整理する所説がある⁽¹⁾。この所説にみられる三つのアプローチのユニークさは、会計上の資産概念に関する捉え方の変容を斬新な視点から照射している点にある。

制度的＝法的特性アプローチは、法の理念に貸借対照表の目的をおき、その目的から資産概念を規定しようとするところに着眼点をおく⁽²⁾。すなわち、制度的＝法的特性アプローチに基づく思考では、商法にいう債権者保護のために、貸借対照表の目的が債務弁済能力の明示におかれ、そこから資産概念が規定されるとみる。いわゆる静態論（静的論）の資産概念は制度的＝法的特性アプローチによって捉えられるものである。制度的＝法的特性アプローチによる資産評価においては、債務弁済能力を判定するうえで、個別的売却価値の適用が重視される⁽³⁾。個別的売却価値をとる立場は客観的価値説と呼ばれている。ところで、客観的価値説に対して、主観的価値説を主張する立場がある⁽⁴⁾。主観的価値説は財産を二つのグループに分けることにより、販売財等に属するグループに売却価値を、設備財等のグループに取得原価を適用する。主観的価値説に基づく財産の価値評価においては、営業活動の継続性を前提とし、財産の所有目的が評価の基本的な視点であるとする考え方

原稿受理日 2013年9月10日

(1) 興津裕康『現代制度会計』森山書店、平成9年、81-86頁。

興津裕康『財務会計の理論』税務経理協会、平成12年、116-124頁。

(2) 同上書、117-118頁。

(3) 同上書、117頁。

武田隆二『会計学一般教程』（第5版）中央経済社、平成14年、133頁。

(4) 興津裕康、前掲書、117頁。

1861年のドイツ一般商法典の財産評価規定にみられる「付すべき価値」の解釈については、下記の文献を参照した。下記の文献では、貸借対照表評価規定の解釈に関する諸見解が検討されている。

田中耕太郎『貸借対照表法の論理』有斐閣、昭和21年、267-277頁。

上野道輔『新稿 貸借対照表論』（上巻）有斐閣、昭和24年、265-272頁。

山下勝治『貸借対照表論』中央経済社、昭和46年、129-134頁。

が説かれている。かくて、静態論の資産評価に関しては、客観的価値説と主観的価値説をあげることができるが、一般的に個別的売却価値に基づく資産評価の考え方に重きがおかれている。

計算的特性アプローチ⁽⁵⁾においては、会計上の期間損益計算を適正に行うことが目的とされ、その目的から計算技術的に資産概念が捉えられることに着眼点がおかれている。いわゆる動態論（動的論）における資産概念は、計算的特性アプローチによって把握されとみることができる。動態論では、期間的な損益限定計算の技術から導出される純計算的資産（繰延資産）の計上もまた認められる。貸借対照表上の資産評価についてみると、費用性資産には、原則として取得原価によって、貨幣性資産については、原則として回収可能価額または支出額によって評価が行われることとなる。

経済的特性アプローチ⁽⁶⁾は、1985年に財務会計概念書第6号で定義された資産概念に着眼点をおくものである。財務会計概念書第6号をみると、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である⁽⁷⁾」とする定義が行われている。この定義において、資産に関する主要な三つの特性、すなわち(a)発生の可能性の高い将来的な経済的便益、(b)特定の実体による便益の実質的支配、(c)過去の取引または事象の発生、これらが示されている⁽⁸⁾。ちなみに、国際会計基準書においては、「資産とは、過去の事象の結果として当該企業によって支配され、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源⁽⁹⁾」とされることから、経済的特性アプローチによって資産概念が捉えられているといえる。また、資産概念を経済的特性アプローチに基づく思考によって捉える所説については、ソロモンズ・レポート⁽¹⁰⁾の見解があげられる。ここで経済的特性アプローチによる捉え方の特徴⁽¹¹⁾についていえば、資産概念がサービス・ポテンシャルズ（用役潜在力）の延長線上

(5) 興津裕康，前掲書，118-119頁。

(6) 同上書，119-120頁。

(7) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6 Elements of Financial Statements, *Statements of Financial Accounting Concepts*, IRWIN, 1993, par.25. 平松一夫，広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』（増補版）中央経済社，平成14年，297頁。

(8) *Ibid.*, par.26. 同上訳書，297-298頁。

興津裕康，前掲書，90-91頁，119-120頁。

土方久編『貸借対照表能力論』税務経理協会，平成5年，22-23頁。

(9) IASC, Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, *International Accounting Standards 2001*, IASC, London, 2001, par.49. 日本公認会計士協会 国際委員会訳『国際会計基準書 2001』同文館，平成13年，32頁。

(10) D. Solomons, *Guidelines for Financial Reporting Standards*, ICAEW, 1989, p.20.

ここでは，上記の文献をソロモンズ・レポートと記すこととする。

(11) 興津裕康，前掲書，119-120頁。

に、「発生の可能性の高い将来の経済的便益⁽²⁾」を包摂していることを指摘した点をあげることができる。

さて、利益測定に関する二つのアプローチについては、収益・費用アプローチ（収益・費用中心観）⁽³⁾と資産・負債アプローチ（資産・負債中心観）⁽⁴⁾がある。収益・費用アプローチに基づく利益測定についてみると、その利益測定は歴史的原価会計をさし、資産評価基準として取得原価（歴史的な原価）を、収益認識基準として実現主義を適用する会計フレームワークを意味するものである。会計上の資産概念に関しては、計算的特性アプローチによって把握することができる。

いうまでもなく、現在の会計モデルにおいては、金融商品に関する会計基準、固定資産の減損処理に関する会計基準等の適用により、歴史的な原価会計の枠組みのなかに時価概念が導入されている。それゆえ、現在の会計モデルを「原価と時価の混在スタイルとしての会計⁽⁵⁾」あるいは原価・時価のハイブリッド会計⁽⁶⁾として表現することができる。現在の会計モデルとして特徴づけられる原価・時価ハイブリッド会計の背景については、プロダクト型市場経済からファイナンス型市場経済を前提とする理論に、会計上の関心のおきどころが移行したとみる見解があげられる⁽⁷⁾。原価・時価ハイブリッド会計における資産概念の捉え方には、経済的特性アプローチの見方が重視されている。原価・時価ハイブリッド会計にみられる時価概念の内容を検討する場合、物価変動会計の領域で検討された時価概念、剝奪価値概念、公正価値概念の三つを考察することは意義のあることといえる⁽⁸⁾。

本稿は、次の二つから構成されている。第一に、物価変動会計の所説にみられる時価概

(2) FASB, *op.cit.*, par.25. 平松一夫, 広瀬義州訳, 前掲訳書, 297頁。

(3) FASB, *FASB Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB, Stamford, 1976, par.31, pars.38-42, pars.214-218. 津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 平成9年, 52頁, 55-57頁, 155-156頁。

(4) *Ibid.*, par.31, pars.34-37, pars.208-213. 同上訳書, 52頁, 53-54頁, 153-155頁。

(5) 興津裕康「取得原価と時価」岸悦三編『近代会計の思潮』同文館, 平成14年, 所収, 132-133頁。

興津裕康「現代会計の論点—原価と時価の混在する会計を考える」『企業会計』第58巻第11号(平成18年11月), 10-11頁。

(6) 中野勲「時価—原価ハイブリッド会計の論理について」『会計』第167巻第1号(平成17年1月), 92-107頁。

中野勲『企業会計情報の評価』中央経済社, 平成20年, 63-92頁。

中野の所説では、原価・時価ハイブリッド会計を説明するために、回収可能・拡張原価モデルというユニークな考え方が説かれている。

(7) 武田隆二「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号(平成13年1月), 4-6頁。

プロダクト型市場経済とファイナンス型市場経済については、下記の文献を参照した。

武田隆二『最新財務諸表論』(第11版)中央経済社, 平成20年, 680-682頁。

(8) 本稿は、下記の拙稿をベースとするものであり、下記の拙稿の内容を補完するものである。山口忠昭「会計上の時価評価をめぐる諸問題」『国際会計研究学会 年報 2013年度第1号(通巻31号)』(平成25年5月)19-31頁。

念が考察されている。英国物価変動会計の展開の過程についてみると、インフレ率の上昇という経済的要因を背景に、公的見解が ICAEW 等の会計士団体によって公表されてきた。本稿では、ICAEW 等の所説を検討し、物価変動会計の研究領域で展開された時価評価のもつ意義が考察される。

第二は、公正価値概念に関する問題の検討である。金融商品の会計処理、固定資産の減損処理に関する会計基準等に関して、公正価値が適用されている。公正価値とその測定をめぐる諸問題については、プロミッチ、ウィットントン、アレクサンダー等によって考察が行われている。また、ファン・ジルとウィットントンの所説は、剝奪価値概念と公正価値概念に関する新たな解釈を通して、両者の概念の調和を図ろうとする所説が主張された。そこで、本稿では、アレクサンダー、ウィットントン等の所説を取りあげながら、公正価値概念の意味・内容について、その検討が行われている。本稿は、公正価値測定に基づく時価と、物価変動会計のなかで主張された時価評価の特徴等を明確にし、原価・時価ハイブリッド会計について考えるための手掛かりを得ようとするものである。

II 物価変動会計における時価概念の検討

1. 歴史的な原価会計の問題点と物価変動会計の類型

周知のように、物価変動会計においては、歴史的な原価主義会計に対する批判が出発点とされ、修正原価、時価をベースとする会計学説が主張された。歴史的な原価会計は、維持すべき資本概念として名目貨幣資本概念、資産評価基準に歴史的な原価を適用する会計システムである。歴史的な原価会計に対する批判についてみると、その批判は次の三つに纏められることができる⁽⁹⁾。第一は、会計上の測定単位、すなわち測定単位としての名目貨幣単位に対する批判である。この批判では、会計上の測定尺度の歪みという観点から、会計上の数値に基づく期間比較可能性は失われること、並びに会計数値による企業相互間の比較可能性が阻害されること、これらの問題点が指摘される。第二は、会計上の維持すべき資本概念としての名目貨幣資本維持に向けられた批判である。物価水準上昇期には、いわゆる資本の食い潰しが生じることにより、企業の実体的基盤・営業能力の維持が不可能になる。したがって、名目貨幣資本額維持を図ることが、はたして受託責任を果たすことになるのかという批判がある。また、名目貨幣資本維持のもとでは、企業の実体的基盤の維持

(9) 歴史的な原価会計に対する批判に関しては、下記の拙著を参照されたい。
山口忠昭『物価変動会計論』同文館、平成6年、10-15頁。

が不可能であるとする批判があげられる。この批判は、企業の営業能力の維持、存続に関するものであり、企業の資本維持問題を提起することとなる。第三は、資産評価基準としての歴史的原価に対する批判である。歴史的原価が過去原価であることから、物価変動時には、歴史的原価に基づく資産の価値は、その実態を適切に反映するものではない。したがって、歴史的原価会計に対する批判として、歴史的原価会計が資産のカレント・バリューを示さないことから、経済的実態を反映した適時な会計情報の提供に支障をきたすことがあげられるのである。かくて、歴史的原価会計に対する三つの批判内容から、比較可能性、受託責任、資本維持、カレント・バリューが、会計上の目的・機能を考えるためのキーワードとして挙げられることになる。これら四つのキーワードのうち、資本維持は「資本回収計算」に、カレント・バリューは「公正な市場価値（時価）」に関連するものである。そこで、本稿では、資本回収計算と公正な市場価値を鍵概念として、時価評価の問題が考察されている。

会計上の資本概念については、基本的に、名目貨幣資本概念、実質資本概念、実体資本概念の三つがある。実体資本概念は、物的資本概念、営業能力資本概念と呼称されている。物価変動会計においては、維持すべき資本概念が、重要な概念として考えられていることが指摘できる。なぜなら、維持すべき資本概念は資本回収計算と密接不可分な関係にあるからである。

物価変動会計の類型に関しては、これを資本維持概念と資産評価基準との結合関係から整理することが可能である。資本維持概念と資産評価基準との結合関係から会計システムの類型を捉えると、図表1-1が示されることとなる²⁰⁾。なお、特に資本維持概念をさらに詳細に分類すると、それに応じて会計システムの類型を考えることができる。

図表1-1において、(A)の会計システムは歴史的原価会計である。歴史的原価会計では、維持すべき資本概念として名目貨幣資本概念、資産評価基準に歴史的原価が適用される。(B)の会計システムにおいては、維持すべき資本概念として名目貨幣資本に一般物価指数を乗じたもの（一般貨幣購買力資本）が適用され、歴史的原価に一般物価指数を乗じたもの（修正原価）が資産評価基準とされる。一般的に、(B)の会計システムが一般物価変動会計あるいは一般物価水準変動会計と称せられている。また、修正原価主義会計とも呼ばれる

²⁰⁾ J. Arnold, T. Hope, A. Southworth, *Financial Accounting*, Prentice-Hall International (UK), London, 1985, p.268.

資本維持概念と資産評価基準との結合関係から会計システムの類型を整理する見解については、次の文献をあげることができる。

R. S. Gynther, Capital Maintenance, Price Changes, and Profit Determination, in R. Bloom, P. T. Elgers, (ed.), *Accounting Theory & Policy*, Harcourt Brace Jovanovich, Inc., New York, 1981, pp.342-343. ↗

図表 1 - 1

資本維持概念 \ 資産評価基準	歴史的原価	歴史的原価×一般物価指数	カレント・バリューに基づく基準 (カレント・コスト等)
名目貨幣資本	(A)		
実質資本 名目貨幣資本×一般物価指数 (所有主の一般購買力)		(B)	(C)
実体資本 (営業能力資本)	(D)		

ものが(B)の会計システムである²⁰⁾。(C)の会計システムについてみると、その会計システムは資本維持概念に実質資本概念を、資産評価基準にカレント・コストを適用するものである。この会計システムは、カレント・コスト・安定購買力会計(CC-CPPA)と称されている。(D)の会計システムは、カレント・コスト会計と呼ばれている。図表1-1の名目貨幣資本概念と実質資本概念は財務的資本維持に、実体(営業能力)資本概念は物的資本維持に結びつくものである。維持すべき資本概念と資産評価基準を詳細に捉えると、図表1-1で示されたもの以外に、たとえばチェンバースの売却時価説等の会計システムをあげることが可能である²¹⁾。図表1-1では、歴史的な原価会計、一般物価変動会計、カレント・コスト会計に関する資本維持概念と資産評価基準の相違を明らかにするために、三つの資本維持概念と資産評価基準との結合関係から会計システムの類型を整理することが試みられている。

図表1-1における物価変動会計の類型(B), (C), (D)の三つは、物価変動の影響を会計上の事実として積極的に認識し、会計上の測定・伝達に反映させようとする会計システムである。物価変動会計では、物価変動なる経済的事象を会計上の事実として認識することが、企業の本質的指標である資本・利益にかかわる情報にとって意義をもつとされる。したがって、維持すべき資本概念と利益測定が、会計上、重視されるべき問題として提起されることとなる。

ここでは、前述したように、会計上の時価評価の問題の検討に際して、「資本回収計算」

20) G. Whittington, *The Elements of Accounting*, Cambridge University Press, Cambridge, 1992, p.118.

田中茂次『物価変動会計の基礎理論』同文館, 平成元年, 26-28頁。

木内佳市, 山口忠昭他『会計情報の基礎研究』同文館, 平成8年3月, 20-21頁。

21) 高松和男『貨幣価値変動会計』税務経理協会, 昭和47年, 24-26頁。

22) チェンバースの売却時価説については、下記の拙稿を参照されたい。

山口忠昭「売却時価主義に関する考察」木内佳市, 山口忠昭他『会計情報の基礎研究』同文館, 平成8年, 所収, 65-87頁。

と「公正な市場価値」を重要な鍵概念あるいはキーワードとする見方がとられている。すなわち、物価変動会計では、維持すべき資本概念とそれに基づく利益測定が、資本の維持、受託責任の観点から重視されるべきものとして捉えられている。資産の時価評価においては、維持すべき資本概念を前提とした「資本回収計算」が基底とされているのである。そして、「公正な市場価値」は企業の経済的実態の開示に関連することとなる。

2. 英国の物価変動会計の展開

(1) 1940年代後半から60年代の公的見解

英国物価変動会計の展開の過程に関しては、インフレ率の上昇という経済的要因を背景として、会計士団体等による公的見解が1940年代後半から1980年までの間に公表されてきた。公表されたもののなかで主要な見解をみると、大別して、歴史的原価会計を堅持する所説、一般物価変動会計、カレント・コスト会計を主張する所説が主張されている。これらの所説を検討するために、表1は1940年代後半から1960年までの会計士団体等による公的見解の公表年、タイトルを示したものである。

表1

公表年	公表団体名	タイトル
1949	ICAEW	会計原則勧告書第12号「物価水準の上昇と会計」
1952	ICAEW	会計原則勧告書第15号「貨幣購買力の変動に関する会計」
1952	ICWA	『物価水準変動に関する会計』
1952	ACCA	『インフレーション会計』
1968	ICAEW	『インフレーション期における受託責任のための会計』

略 称

団体の名称

ACCA: The Association of Certified and Corporate Accountants

ICAEW: The Institute of Chartered Accountants in England and Wales

ICWA: The Insitute of Cost and Works Accountants

(2) 1940年代後半から60年代の ICAEW の見解にみられる一般物価変動会計

表1から理解できるように、ICAEWは、1949年に「物価水準の上昇と会計^{②③}」と題する会計原則勧告書第12号を、1952年に会計原則勧告書第15号「貨幣購買力の変動に関する会計^{②④}」を公表した。勧告書第12号と勧告書第15号の立場はともに、歴史的原価会計を墨

②③ ICAEW, *Rising Price Levels in Relation to Accounts, Recommendations on Accounting Principles*, N12, 14th January 1949.

ここでは、上記の文献が勧告書第12号と記されている。

②④ ICAEW, *Accounting in Relation to Changes in the Purchasing Power of Money, Recommendations on Accounting Principles*, N15, 30th May 1952.

ここでは、上記の文献が勧告書第15号と記されている。

守るものである。勧告書第12号では、歴史的な原価会計に基づく損益計算が企業の営業能力を損なう場合には、企業の財務政策のよって営業能力の維持が図られるべきであるとする見方をとり、歴史的な原価会計に基づく損益計算を堅持する立場がとられている²⁵⁾。勧告書第15号では、歴史的な原価会計には限界が認められるけれども、受託責任の目的のためには、歴史的な原価会計の適用を継続すべきであるとする見解が主張されている。なお、「貨幣購買力の変動を反映するために会計記録を修正する指数法²⁶⁾」については、歴史的な原価会計に基づく財務諸表の補足資料としての意義を認めるものの、指数法の適用には問題視する立場がとられているのである²⁷⁾。

ICAEW の調査委員会は、1968年に『インフレーション期における受託責任のための会計²⁸⁾』を公表した。ICAEW の調査委員会の所説は、貨幣価値の漸進的な下落が多年度にわたって進行すれば、貨幣価値下落の進行は企業会計に重要な影響を及ぼすとみる²⁹⁾。指数法にみられる修正計算の目的は、貨幣それ自体の価値の変動を測定することにある。そして会計上の数値を同一尺度で表現することが第一義的とされるのである。受託責任会計の意味するところは、株主による醸出資本の貨幣購買力維持とそれに基づく利益計算、そして、かかる利益計算構造を枠組みとした会計情報の開示によって、受託者の会計責任をはたすことにある。したがって、ICAEW の調査委員会の所説は、勧告書第15号の見解と比較して、指数法に基づく会計を積極的に展開したものといえる。指数法に基づく会計は一般物価変動会計という会計システムであることから、維持すべき資本概念として実質資本概念がとられる。そして、実質資本維持を前提として行われる利益計算の考え方には、資本回収計算が基底にあることが指摘できる。

(3) カレント・コスト会計—1950年代の ACCA と ICWA の所説—

1952年に、ACCA は『インフレーション会計³⁰⁾』を、ICWA は『物価水準変動に関する

²⁵⁾ ICAEW, *op.cit.*, par.3, par.8.

片野一郎『貨幣価値変動會計』（第2版）同文館、昭和49年、430頁、433頁。

²⁶⁾ ICAEW, *op.cit.*, par.5. 片野一郎、同上書、471頁。

山口忠昭「英国の物価変動會計に関する一考察—勧告書第12号と第15号を中心として—」『京都学園経営学部論集』第6巻第3号（平成9年3月）、205-225頁。

ここでは、「貨幣購買力の変動を反映するために会計記録を修正する指数法」が指数法と記されている。

²⁷⁾ *Ibid.*, par.21-25. 片野一郎、同上書、477-479頁。

²⁸⁾ ICAEW, *Accounting for Stewardship in a Period of Inflation*, The Research Foundation of The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, August 1968.

²⁹⁾ *Ibid.*, par.4.

³⁰⁾ Association of Certified and Corporate Accountants, Taxation and Research Committee, *Accounting for Inflation, A Study of Techniques under Conditions of Changing Price Levels*, Gee and Company, London, 1952.

会計⁶¹⁾』と題する一書を刊行した。ACCA と ICWA の所説にみられる考え方はカレント・コスト会計と呼ばれるものである。両者の所説の特徴は、物価変動の局面のうち、個別価格変動に焦点をあて、そこから資本維持等を含めた会計システムのあり方を問題とすることにある。すなわち、両者の所説は、企業それ自体の事業活動にとって必要とされる資産の個別価格の変動を、会計上の認識、測定、伝達に反映させようとするものである⁶²⁾。

ACCA の所説は、現在取替原価をもって資産の現在の資本価値（capital value）に関する市場の評価をあらわすとす⁶³⁾。ACCA の所説による固定資産の処理に限定して考察すると、現在取替原価に基づく減価償却費の計上によって、各年度で費消された資本価値を回収する見解が説かれている。かかる思考は企業の実体資本維持に結びつくものである。

ICWA の所説では、物価水準変動がすべての企業活動に等しく影響するものではないので、業種、業態等に応じた企業活動ごとに実質価値に基づく事業活動の成果を測定することが肝要であるとする見解が説かれている⁶⁴⁾。この所説によれば、企業の事業活動は製造・取引活動と財務活動（financial operation）に二分され、この二つの活動から生ずる成果に対して物価水準変動が影響を及ぼすとされる⁶⁵⁾。なお製造・取引活動は収益活動（revenue operation）を、財務活動は事業による資金調達と調達資金の運用をさすものである⁶⁶⁾。収益活動が物価変動との関連で捉えられると、資本財と収益財にかかわる問題が一つの中心となる。この所説では、物価変動の二つの局面のうち、個別価格変動に重心をおき、企業による資本財・収益財の取替調達を図る思考が主張され、実体資本維持の立場がとられている。実体資本を維持することによって、受託責任がはたされるとする見解が主張されることとなる⁶⁷⁾。ICWA の所説は、ACCA の所説と同様に、実体資本維持を指向するものである。そして、維持すべき資本概念として実体資本概念がとられ、実体資本維持を前提とした利益計算が行われる。ICWA と ACCA の所説の考え方には、資本回収計算が基底に

61) Institute of Cost and Works Accountants, Research and Technical Committee, *The Accountancy of Changing Price Levels*, The Institute of Cost and Works Accountants, Gee & Co Ltd, London, 1952.

62) ACCA と ICWA の所説については、下記の拙稿を参照されたい。
山口忠昭「物価変動会計の理論構造に関する一考察—A.C.C.A. の所説を中心として—」『京都学園経営学部論集』第9巻第1号（平成11年7月），1-17頁。

山口忠昭「英国の時価主義会計に関する一考察—I.C.W.A. の所説を中心として—」『京都学園経営学部論集』第10巻第1号（平成12年7月），1-20頁。

63) Association of Certified and Corporate Accountants, *op.cit.*, p.65.

64) ICWA, *op. cit.*, par.27.

65) *Ibid.*, par.27-28.

66) *Ibid.*, par.28.

67) *Ibid.*, pars.232-233.

あることが指摘できる。

(4) 1970年代の英国物価変動会計の展開

1970年代の英国における物価変動会計の展開については、一般物価変動会計とカレント・コスト会計という二つの大きな流れとその対立をみてとることができる。この二つの流れの拮抗のなかで1970年代の英国における物価変動会計が展開された。1975年のサンディランズ・レポート³⁸⁾の公表以降、カレント・コスト会計の方向で舵取りが行われ、時価概念が適用されることになる。英国インフレーション会計の制度化をみるうえで、1980年に公表された会計実務基準書第16号『カレント・コスト会計³⁹⁾』は、きわめて重要な位置を占めるものである。

カレント・コスト会計の流れに関してみると、サンディランズ・レポートについては、一般物価水準変動ではなく、個別価格水準変動に焦点をあてた会計上の問題を取りあげたことに特徴がある。すなわち、サンディランズ・レポートでは、現在取替原価という時価概念を会計上の測定に取り入れるために、「企業にとっての価値⁴⁰⁾」、いわゆる剝奪価値 (deprival value)⁴¹⁾の思考が主張され、剝奪価値に基づく資産評価の適用が説かれた。剝奪価値による資産評価は、英国物価変動会計の展開をみるうえで重視すべきことの一つである。

会計実務基準書第16号『カレント・コスト会計』の特徴についてみると、(a)カレント・コストに基づく利益計算と(b)資産評価基準としての「企業にとっての価値」の適用の二つをあげることができる。カレント・コストに基づく利益計算は、カレント・コストに基づく営業利益 (current cost operating profit) と株主に帰属するカレント・コスト利益 (current cost profit attributable to shareholders) の二つの段階に分けて行われる⁴²⁾。第一段階

³⁸⁾ Inflation Accounting Committee, *Inflation Accounting* (Sandilands Report), Her Majesty's Stationery Office, London, 1975, Reprinted 1978.

³⁹⁾ Accounting Standards Committee, *Current Cost Accounting*, Statement of Standard Accounting-Practice No.16 (SSAP 16), ASC, London, 1980.

⁴⁰⁾ *Ibid.*, pp.58-60

⁴¹⁾ 剝奪価値の考え方については、バクスターの所説をあげることができる。

W. T. Baxter, *Depreciating Assets: the Forward-looking Approach to Value*, *The Accountant's Magazine*, April 1971, p.160.

W. T. Baxter, *Depreciation*, Sweet & Maxwell, London, 1971, p.30, pp.32-36.

W. T. Baxter, *Accounting Values and Inflation*, McGraw-Hill, London, New York, 1975, p.126.

W. T. Baxter, *Inflation Accounting*, Philip Allan, Oxford, 1984, pp.200-201.

W. T. Baxter, *Asset Values "Goodwill" and Brand Names*, Occasional Research Paper No.14, Chartered Association of Certified Accountants, 1993, pp.5-8.

⁴²⁾ Accounting Standards Committee, *op.cit.*, 1980, par.6.

のカレント・コストに基づく営業利益は、現存する事業を継続し、その事情の営業能力維持に必要な資金についての価格変動が考慮された後の当該期間の正常な事業活動から生ずる余剰額である。カレント・コストに基づく営業利益の計算プロセスについてみると、歴史的な原価会計に基づく営業利益に対して三つの調整項目（減価償却修正、売上原価修正、貨幣運転資本修正）が加減されて、カレント・コストに基づく営業利益が算定される。カレント・コストに基づく営業利益の計算は、総営業能力資本概念を前提として行われるものである。第二段階の株主に帰属するカレント・コスト利益は、営業能力のうち株主持分維持に必要な資金についての価格変動の影響を考慮した後における期間剰余額である。この利益は、支払利息、税金、ギアリング修正（gearing adjustment）および異常項目を考慮に入れて計算される。株主に帰属するカレント・コスト利益は、ギアリング修正を行うことから、株主営業能力を前提として計算されるものである。

物価上昇期においては、企業の資本の浸食問題が提起された。この問題に対して、物価変動会計では、いかなる利益計算が企業の維持・存続をはかるために適切かという課題が第一義的なものとされたといえる。すなわち、資産・負債の時価評価そのものが問題とされたのではなく、資本回収計算が先行し、そして資産のカレント・バリューによる評価が取りあげられたと解することができる。物価変動会計における時価概念の特徴についてみると、その特徴は資本回収計算に結びつけられた概念といえることにある。実体資本維持計算を行うために、カレント・コスト会計では、取替原価に基づく費用計上によって収益と対応させ、投下資本の維持・回収計算が行われる。カレント・コスト会計は、経営者による意思決定の良否、業績評価の尺度となる比較可能な期間利益を算定されることになる。カレント・コスト会計においても、企業それ自体の維持・存続をはかるために、財産の管理・運用に結びつく資本回収計算が重視されているのである。

Ⅲ 公正価値概念、剝奪価値概念、剝奪価値概念の再解釈説の検討

1. 公正価値概念に関する諸見解

周知のように、公正価値概念に関する定義については、財務会計基準審議会（FASB）、国際会計基準審議会（IASB）による会計基準にみることができる。財務会計基準審議会は2006年にSFAS第157号『公正価値測定⁽⁴³⁾』を公表し、そこでは、「公正価値とは、測定

⁽⁴³⁾ FASB, *Fair Value Measurements*, Statement of Financial Accounting Standards No.157, 2006.

ここでは、上記の文献が、SFAS第157号と記されている。

日における市場参加者間の通常の取引によって、資産の売却により受領するかもしくは負債の移転のために支払う価格である⁴⁴⁾と定義されている。また、国際会計基準審議会は、2011年に国際財務報告基準（IFRS）第13号『公正価値測定⁴⁵⁾』を公表し、出口価値アプローチに基づく内容によって公正価値に関する定義を行っている⁴⁶⁾。IFRS 第13号による定義についてみると、その定義は SFAS 第157号の公正価値概念の定義と軌を一にするものである。

さて、SFAS 第157号・IFRS 第13号の公表前において、公正価値とその測定に関する問題については、公正価値概念の解釈等をめぐって多様な主張が行われてきた。本稿では、その一端を取りあげ、公正価値の意義について考えてみたい。

1993年の IAS 第18号『収益』においては、公正価値が、「取引の知識を有する自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換され、または負債が決済される金額⁴⁷⁾」とする定義が行われている。かかる公正価値の定義をみる限り、プロミッチの所説は、国際会計基準における公正価値概念が、出口価値、入口価値あるいはその他の別な価値を意味するかについて、明確に規定されていなかったと指摘する⁴⁸⁾。アレクサンダーの所説によれば、公正価値は「資産が交換される金額」とされることから、公正価値は入口価値であると同時に出口価値であるとする解釈が成り立つとされる⁴⁹⁾。すなわち、公正価値は、入口価値と出口価値の中間に位置し、入口価値と出口価値の両者であるとする見方が説かれている。公正価値を入口価値として捉える場合、入口価値としての公正価値は、取得のための取引コストを考慮に入れた入口価値としての取替原価よりも低いものとなる。他方、公正価値を出口価値とみた場合、出口価値としての公正価値は、処分のための取引コストを考慮に入れた出口価値としての正味実現可能価値よりも高いものとなる。かくして、公正価値測定には、取引コストが考慮されないので、公正価値は正味実現可能価値を

⁴⁴⁾ *Ibid.*, par.5.

⁴⁵⁾ IASB, IFRS 13, *Fair Value Measurement*, IASB, 2011.
ここでは、上記の文献が、IFRS 第13号と記されている。

⁴⁶⁾ *Ibid.*, par.9.

⁴⁷⁾ IASC, *Revenue*, IAS18, par.7.

ちなみに、IAS 第18号『収益の認識』（1982年）のパラグラフ 4 においては、公正価値が、「取引の知識を有する自発的な買主と売主との間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換される金額」と定義されている。

⁴⁸⁾ M. Bromwich, *Fair Values: Imaginary Prices and Mystical Markets—A Clarificatory Review*, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge, 2007, p.49.

⁴⁹⁾ D. Alexander, *Recent History of Fair Value*, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge, 2007, p.78.

アレクサンダーの所説に関しては、下記の拙稿を参照されたい。

山口忠昭「会計上の価値概念に関する考察—公正価値—」『商経学叢』第56巻 第3号（平成20年3月）557-572頁。

上回る値であり、かつ現在取替原価を下回る値となる関係が成り立つこととなる。公正価値の測定値は、時価概念の範疇で捉えられるが、正味実現可能価値・取替原価等の時価概念とは異なる性質を有した時価概念といえるのである。

アレクサンダーの所説は、バース・ランズマンによる見解⁵⁰、すなわち公正価値は資産に関連した企業価値総計をあらわす唯一の測定であるとともに、GAAPによる継続企業の見解に一致するので、公正価値会計は使用価値に焦点をおくべきであるとする見解に注目する⁵¹。アレクサンダーは、公正価値と使用価値との関連性を所与としたとき、公正価値は現在の経済価値に基づく思考を目標とすべきであるとする⁵²。現在の経済価値が信頼性をもって測定されるならば、企業の財務報告は現在の経済価値に基づく企業価値総計を提供することになる。しかし、現在の経済価値の測定が事前的计算に依拠することから、現在の経済価値の測定には、信頼性・客観性の観点から問題点が指摘されることになる。なぜなら、信頼性・客観性を確保するには、事前的计算に際して、完備された市場を前提とするが、市場は必ずしも完全であるとは限らないからである。また、事前的计算はキャッシュ・フローの見積等の不確実性の要因を伴うものといえる。

公正価値とその測定に関しては、会計上の記録（認識）、計算（測定）、報告（伝達）のうち、報告という視点が重くみられことにより、資産のカレント・バリューによる評価が先行し、資本回収計算の考え方が後退しているとみることができる。すなわち、公正価値が使用価値（現在の経済価値）に焦点をおき、企業価値評価に結びつく見解についてみると、事前的计算が前提とされることから、企業の財産の管理・運用にかかわる資本回収計算が後退することになるのである。

2. 剝奪価値概念の再解釈説

① 公正価値とカレント・バリューによる代替的測定概念の比較

カレント・バリューによる代替的測定概念に関しては、これを次の三つに整理することが可能である。すなわち、(a)入口価値としてのカレント・コスト（再生産原価、取替原価）、(b)出口価値としての正味実現可能価値と使用価値、(c)入口価値と出口価値の両者の結合からなる剝奪価値、これら三つである。

SFAS 第157号の公正価値と代替的カレント・バリューを比較した場合、ウィッティン

⁵⁰ M. Barth and W. Landsman, Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.9, No.4, 1995, pp.97-107.

⁵¹ D. Alexander, *op.cit.*, p.88.

⁵² *Ibid.*

トンの所説は公正価値の特性として、次の二つをあげている。すなわち、(イ)公正価値とその測定は、非実体固有性 (non-entity-specific) に基づくものであること、(ロ)公正価値は取引コストを考慮しないこと、これら二つである⁵³。

上記(イ)に関して、実体固有性 (entity-specific) とそれに基づく測定についてみると、個々の実体のおかれている実態の特殊性を考慮して、個別の実体のもつ特殊性を反映した測定が行われることになる。つまり、実体固有性とそれに基づく測定には、企業固有の価値が考慮されるのである。実体にとって現実に利用可能な機会を反映するものが実体固有性に基づく測定であるから、代替的カレント・バリューはいずれも実体固有性に基づく測定に属するものといえる。実体固有性に基づく測定は、特定の企業固有の考え方、立場等を反映した測定であり、企業固有の論理をベースとするものである。これに対して、非実体固有性に基づく測定は、市場及び市場参加者の観点に立つ測定である。公正価値とその測定についてみると、公正価値は非実体固有性に基づいて測定される。市場参加者は、資産もしくは負債に関する主要な市場（あるいは最も有利な市場）の買主と売主であり、特定の報告実体から独立した第三者である。それゆえ、非実体固有性に基づく測定は、かかる第三者たる市場参加者の観点からの測定であり、市場の論理をベースとするものである。ここに、企業固有の論理と市場の論理のうち、どちらに立脚した考え方かという点に、代替的カレント・バリューと公正価値との相違点を見いだすことができる。代替的カレント・バリューに基づく測定と公正価値測定に関する相違点は、実体固有性に基づく観点と非実体固有性に基づく観念の対立に起因するものといえる⁵⁴。

上記(ロ)に関して、取引コストという観点から、公正価値と代替的カレント・バリューの相違点がみられる。公正価値とその測定には、取引コストが考慮されない。これに対して、カレント・バリューによる代替的測定概念についてみると、入口価値としてのカレント・コスト、出口価値としての正味実現可能価値は取引コストを考慮に入れるものである。すなわち、取替原価は取得のための取引コストを、正味実現可能価値は処分のための取引コストを考慮に入れて求められる財務的測定概念である。したがって、取引コストを考慮に

⁵³ G. Whittington, Alternative to Fair Value, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge, 2007, p.192.

⁵⁴ G. Whittington, Fair Value and IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View, *Abacus*, Vol.44, No.2 p.139, pp.157-160.

財務報告の目的に関して、受託責任と意思決定有用性のうち、どちらに重きをおくかによって会計上の測定に違いが生ずる。すなわち、一方において、代替的カレント・バリューによる測定は受託責任、実体固有性に基づく観念に、他方において公正価値測定が、意思決定有用性、非実体固有性に基づく観念に関連する。代替的カレント・バリューによる測定は相対的に不完全かつ不完備な市場を想定するのに対して、公正価値測定では相対的に完全かつ完備された市場が想定されているとする指摘が行われている。

入れるか否かという観点から、公正価値と代替的カレント・バリュウの両者には、違いがみられることとなる。

② 剥奪価値概念の再解釈説の内容

会計上のカレント・バリュウに基づく測定については、剥奪価値説をあげることができる。剥奪価値説はボンブライトの「所有主にとっての価値⁶⁵⁾」をベースとする考え方である。ボンブライトの「所有主にとっての価値」は、次のように定義されている。すなわち、ある財産の所有主にとっての価値は、所有主がその財産を剥奪されたと仮定された場合に、所有主が被ると予測される直接的および間接的なすべての損失という不利な価値による金額と同一であるとする。ボンブライトの「所有主にとっての価値」についてみると、二つの異なる解釈があげられる⁶⁶⁾。その一つは、実質的所有価値⁶⁷⁾をもって「所有主にとっての価値」とする解釈である。実質的所有価値とする解釈によると、現実に当該資産が所有されているのであるから、資産を剥奪された場合に生ずると予測される取替支出が回避されているとみる。したがって、回避された取替支出は、取替原価で測定されることになる。いま一つの解釈は、潜在的利用価値をもって「所有主にとっての価値」とみる。潜在的利用価値とする解釈では、資産が剥奪された場合、失われた資産それ自体から得ることが可能であったはずの最大収入額が測定されることとなる。ここで最大収入額とは、使用価値または正味実現可能価値のうち、いずれか高い方の額をさす。サンディランズ・リポート及び会計実務基準書第16号における「企業にとっての価値」なる資産評価基準の考え方は、ボンブライトの「所有主にとっての価値」を実質的所有価値と解する立場をとるものである。また、バクスターの説く剥奪価値説もボンブライトの「所有主にとっての価値」を実質的所有価値と解する立場がとられている。

ファン・ジルとウィットティントンの所説⁶⁸⁾では、剥奪価値の考え方に立脚点を置き、剥奪価値概念と公正価値概念に関する新たな解釈を通して、両者の概念の調和を図ろうとする試みがなされているのである⁶⁹⁾。彼らの所説においては、剥奪価値概念に関する新たな

⁶⁵⁾ J. C. Bonbright, *The Valuation of Property* (Vol.1), The Michie Company, Virginia, 1937, Reprinted 1965, p.71.

⁶⁶⁾ ボンブライトによる「所有主にとっての価値」の二つの異なる解釈については、下記の拙稿がベースとされている。
山口忠昭「物価変動下における剥奪価値説の検討」『会計』第150巻第2号・第3号（平成8年8月・9月）。

⁶⁷⁾ 中野勲『会計測定論—不信解消会計の構築—』同文館、昭和62年、83-84頁。

⁶⁸⁾ Tony van Zijl and G. Whittington, Deprivation Value and Fair Value: A Reinterpretation and a Reconciliation, *Accounting and Business Research*, Vol.36. No.2., pp.121-130.

⁶⁹⁾ *Ibid.*, p.123.

解釈が剝奪価値概念の再解釈説として主張されている⁶⁰⁾。剝奪価値概念の再解釈説における会計上の測定目的についてみれば、その測定目的が、報告実体（企業）の将来キャッシュ・フローを予測できるような情報を財務諸表利用者に提供することにおかれている。なお、剝奪価値概念の再解釈説は、会計上の有形固定資産の評価に限定して主張されている。

ファン・ジルとウィットントンの所説では、公正価値概念に関する新たな解釈として、公正価値とその測定が非実体固有性に基づくものであることから、これに代えて、実体固有性に基づくカレント・バリューの測定を取り入れることが主張される。なぜなら、ウィットントンは、公正価値が個別実体にかかわる特殊性を反映しないとみて、公正価値による測定は個々の報告実体にとって利用可能で現実的な機会をあらわさないと解するからである⁶¹⁾。それゆえに、剝奪価値概念の再解釈説においては、実体固有性に基づく財務的測定概念として、取替原価、正味実現可能価値、使用価値の適用が主張されることとなる。

剝奪価値概念の再解釈説において、実体固有性に基づくカレント・バリューの測定には、取引コストを考慮すべしとする主張が行われている。ウィットントンの所説によると、公正価値の測定は価格（price）であって、価格に取引コストを考慮した金額（amount）ではない。それゆえに、公正価値は、実体外部の市場参加者が支払う額をあらわすものではないとされるのである⁶²⁾。これに対して、取替原価、正味実現可能価値は取引コストを考慮に入れたものであり、取得価値および処分価値の評価に関連するものである。剝奪価値概念の再解釈説では、取得価値および処分価値の評価を考慮に入れるために、取替原価、正味実現可能価値を適用する考え方が説かれることとなる。

ファン・ジルとウィットントンの所説によると、剝奪価値説には、報告実体（企業）は、利用可能な経済的機会（economic opportunities）の範囲内で、現有資産の価値を最大化するように利用できるという前提がおかれているとする⁶³⁾。この前提に基づいて剝奪価値概念の再解釈説が展開されることから、剝奪価値概念の再解釈説はボンブライトの「所有主にとっての価値」を潜在的利用価値として解釈することに重きがおかれているとみることができる。

60) 剝奪価値概念の再解釈説に関しては、下記の拙稿を参照されたい。
山口忠昭「会計上の価値概念に関する再検討—剝奪価値と公正価値—」『商経学叢』第55巻第2号。

山口忠昭「会計上の資産評価概念をめぐる諸問題—剝奪価値説と剝奪価値概念の再解釈説—」『企業会計』第61巻第3号、88-95頁。

61) G. Whittington, *op.cit.*, p.192.

62) *Ibid.*

63) Van Zijl. T. and G. Whittington, *op.cit.*, p.124.

図表1-2は、(a)三つの財務的測定概念に基づく資産評価額の大小関係、(b)ファン・ジルとウィッテントンによって再解釈された剝奪価値（剝奪価値概念の再解釈説）、(c)従来の解釈に基づく剝奪価値（剝奪価値説）を示している⁶⁴。

図表1-2の(3)、(5)、(6)のケースについては、剝奪価値概念に関する再解釈説においても、剝奪価値説と同様に、それぞれ取替原価、使用価値、正味実現可能価値が適用される。

図表1-2の(3)のケースは、各測定概念に基づく資産評価額の大小関係が $UV > RC > NRV$ となる状況を示すものである。(3)のケースについてみると、そのケースは、販売不能資産（non-vendible durable）への投資⁶⁵、すなわち有形固定資産に投資をしたときにみられる典型的な場合をあらわしている。このケースでは、現有資産を売却することなく、資産の継続的利用が企業にとって合理的な選択であるとする見方がとられる。なぜなら、 $UV > RC$ という状況下では資産の継続的利用という意思決定を、 $RC > NRV$ という状況下では資産を売却しないとする意思決定を行うことが想定されるからである。したがって、剝奪価値概念に関する再解釈説においても、剝奪価値説と同様に、取替原価が適用される。

図表1-2

ケース	(a)各測定概念に基づく資産評価額の大小関係	(b)再解釈された剝奪価値	(c)従来の解釈による剝奪価値
(1)	$NRV > UV > RC$	NRV	RC
(2)	$NRV > RC > UV$	NRV	RC
(3)	$UV > RC > NRV$	RC	RC
(4)	$UV > NRV > RC$	NRV	RC
(5)	$RC > UV > NRV$	UV	UV
(6)	$RC > NRV > UV$	NRV	NRV

図表1-2の(5)と(6)のケースは、現有資産を取替調達するに値しない状況をあわわしている。その理由は、 $RC > UV$ 、 $RC > NRV$ という状況下であるため、仮に資産に投資をしてもその回収が見込めない状況を示しているからである。この状況下では、(5)のケースについては現有資産の継続的利用、(6)のケースについては現有資産の売却という意思決定を行う方が有利である。したがって、剝奪価値概念に関する再解釈説では、剝奪価値説と同様に、(5)のケースでは使用価値、(6)のケースについては正味実現可能価値が適用されることになる。

⁶⁴ *Ibid.*, p.125.

⁶⁵ G. Whittington, *op. cit.*, p.187.

さて、剝奪価値概念の再解釈説の所説では、図表1-2の(1)、(2)、(4)の三つのケースについて、現有資産の評価が正味実現可能価値であると主張されている⁶⁶⁾。ここに、剝奪価値説と剝奪価値概念の再解釈説との相違点がみられる。剝奪価値説では、これら三つのケースに取替原価が適用されている。その理由は、ポンブライトの「所有主にとっての価値」を実質的所有価値として解釈するからである。これに対して、剝奪価値概念の再解釈説の所説では、正味実現可能価値が重視される。なぜなら、現有資産とは異なる資産への投資が有利であれば、それを実行した方が賢明であるとする見方がとられるからである。図表1-2の(1)、(2)、(4)のケースが $NRV > RC$ なる状況下にあるので、正味実現可能価値と取替原価との差額 ($NRV - RC$) が、再開発あるいは配置転換という経済的機会の価値をあらわすことになる⁶⁷⁾。剝奪価値概念の再解釈説の所説は、正味実現可能価値に基づく資産評価によって、現実に利用可能な市場の機会をあらわすとみる。つまり、経済的機会の価値を写像した情報の提供が、正味実現可能価値に基づく現有資産の評価で可能となり、これによって情報利用者の意思決定に資するものになるとされる。かくて、(1)、(2)、(4)の三つのケースにおいては、剝奪価値説で適用される取替原価ではなく、正味実現可能価値がとられることとなる。

SFAS 第157号の公正価値の定義では、出口価値が適用される。剝奪価値概念の再解釈説の所説もまた、図表1-2の(1)、(2)、(4)、(5)の四つのケースにおいては、出口価値としての正味実現可能価値を適用し、これによってひとつの調和の方向性を見いだそうとするのである。

剝奪価値概念の再解釈説は、ポンブライトの「所有主にとっての価値」を実質的所有価値ではなく、潜在的利用価値とする解釈を重くみる。また、剝奪価値概念の再解釈説には、正味実現可能価値に基づく資産評価の主張がみられ、売却時価値説の発想が取り入れられていると解することができる。剝奪価値概念の再解釈説のユニークさは、潜在的利用価値という解釈と正味実現可能価値の適用に重きをおく点にある。プロダクト型市場経済を背景に主張された剝奪価値説は、財産の管理・運用にかかわる資本回収計算に結びつくものである。これに対して、剝奪価値概念の再解釈説は、報告という視点を重くみる。剝奪価値概念の再解釈説については、資産のカレント・バリューによる評価が先行し、資本回収計算の考え方が後退しているとみることができよう。

⁶⁶⁾ Van Zijl, T. and G. Whittington, *op. cit.*, p.126.

⁶⁷⁾ *Ibid.*

IV 結びに代えて

本稿では、会計上の時価評価の問題を検討するために、資本回収計算と公正な市場価値が重要な鍵概念として位置づけられている。維持すべき資本概念は資本回収計算に、公正な市場価値は企業の実態開示に関連するものである。

物価変動会計では、維持すべき資本概念とそれに基づく利益測定が、資本の維持、受託責任の観点から重視されるべきものとして捉えられている。ここでは、英国物価変動会計の展開を素描することにより、歴史的な原価会計を堅持する所説、一般物価変動会計、カレント・コスト会計の所説が明らかにされている。これらの所説において、維持すべき資本概念は異なるものの、資本回収計算が基底に存在することが明確にされている。資本回収計算と公正な市場価値をキーワードとした場合、カレント・コスト会計は、資本回収計算に力点をおく。すなわち、カレント・コスト会計では、資産の時価評価そのものを問題とするのではなく、資本回収計算が先行し、そして資産のカレント・バリューに基づく評価が取りあげられたとみることができる。

SFAS 第157号・IFRS 第13号の公表前において、公正価値概念の解釈等をめぐる多様な見解がみられた。ここで検討した国際会計基準における公正価値概念は、等しく時価概念といっても、これまで説かれてきた正味実現可能価値・取替原価等の時価概念とは異なる性質を有する時価概念である。取替原価・正味実現可能価値なる時価概念は、取引コストが取得価値および処分価値の評価のために考慮されるのであるから、現実の資本回収計算に結びつく概念である。物価変動会計において主張された時価概念との比較で公正価値を捉えると、公正価値は、資本回収計算よりもむしろ公正な市場価値に力点がおかれている。公正な市場価値が企業の実態開示に関連するという局面からみると、公正価値は、会計上の記録（認識）、計算（測定）、報告（伝達）のうち、報告に力点がおかれている。

公正価値とその測定に関しては、公正価値会計は使用価値に焦点をおくべきであり、公正価値は資産に関連した企業価値総計をあらわす唯一の測定であるとする所説がある。剝奪価値概念の再解釈説においては、実質的所有価値ではなく、潜在的利用価値の解釈に基づいて、正味実現可能価値の適用が重くみられている。剝奪価値概念の再解釈説は、出口価値としての正味実現可能価値を重視することにより、SFAS 第157号の公正価値とその測定に対して、ひとつの調和の方向性が明示されるとするのである。これらの所説に共通している点は、会計上の記録（認識）、計算（測定）、報告（伝達）のうち、報告という視

点が重視されていることにある。資産のカレント・バリューによる評価が先行することによって、企業の財産の管理・運用にかかわる資本回収計算の考え方が後退しているとみることができよう。

参 考 文 献

- Alexander, D. [2007]: Recent History of Fair Value, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge.
- Arnold, J., T. Hope, A. Southworth [1985]: *Financial Accounting*, Prentice-Hall International (UK), London.
- Association of Certified and Corporate Accountants [1952]: *Accounting for Inflation, A Study of Techniques under Conditions of Changing Price Levels*, Gee and Company, London.
- ASC [1980]: *Current Cost Accounting*, Statement of Standard Accounting Practice No.16 (SSAP16), ASC, London.
- Barth, M and W. Landsman [1995]: Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.9, No.4.
- Baxter, W. T. [1971]: *Depreciation*, Sweet & Maxwell, London.
- Baxter, W. T. [1975]: *Accounting Values and Inflation*, McGraw-Hill, London, New York.
- Baxter, W. T. [1984]: *Inflation Accounting*, Philip Allan, Oxford.
- Baxter, W. T. [1993]: *Asset Values "Goodwill" and Brand Names*, Occasional Research Paper No.14, Chartered Association of Certified Accountants.
- Bonbright, J. C. [1937]: *The Valuation of Property* (Vol.1), The Michie Company, Virginia, Reprinted 1965.
- Bromwich, M. [2007]: Fair Values: Imaginary Prices and Mystical Markets—A Clarificatory Review, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge.
- FASB [1976]: *FASB Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB, Stamford, 1976. 津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念 フレームワーク』中央経済社、平成9年。
- FASB [1985]: Statement of Financial Accounting Concepts No.6 Elements of Financial Statements, *Statements of Financial Accounting Concepts*, John Wiley & Sons, New York, 2000. 平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版)中央経済社、平成14年。
- FASB [2006]: *Fair Value Measurements*, Statement of Financial Accounting Standards No.157.
- Gynther, R. S. [1981]: Capital Maintenance, Price Changes, and Profit Determination, in R. Bloom, P. T. Elgers, (ed.), *Accounting Theory & Policy*, Harcourt Brace Jovanovich, Inc., New York.
- ICAEW [1949]: Rising Price Levels in Relation to Accounts, *Recommendations on Accounting Principles*, N12.
- ICAEW [1952]: Accounting in Relation to Changes in the Purchasing Power of Money, *Recommendations on Accounting Principles*, N15.
- ICAEW [1968]: *Accounting for Stewardship in a Period of Inflation*, The Research Foundation of The Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- Institute of Cost and Works Accountants [1952]: *The Accountancy of Changing Price Levels*, The Institute of Cost and Works Accountants, Gee & Co Ltd, London.

- IASB [2011]: IFRS 13, *Fair Value Measurement*, IASB.
- IASC [1993]: *Revenue*, IAS18.
- IASC [2001]: Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, *International Accounting Standards 2001*, IASC, London. 日本公認会計士協会 国際委員会訳『国際会計基準書 2001』同文館, 平成13年。
- Inflation Accounting Committee [1975]: *Inflation Accounting: Report of the Inflation Accounting Committee* (Sandilands Report), Her Majesty's Stationery Office, 1975, Reprinted 1978.
- Solomons, D. [1989]: *Guidelines for Financial Reporting Standards*, ICAEW.
- Van Zijl, T. and G. Whittington [2006]: Deprival Value and Fair Value: A Reinterpretation and a Reconciliation, *Accounting and Business Research*, Vol.36. No.2.
- Whittington, G. [1992]: *The Elements of Accounting*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Whittington, G. [2007]: Alternative to Fair Value, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge.
- Whittington, G. [2008]: Fair Value and IASB/FASB Conceptual Framework Project : An Alternative View, *Abacus*, Vol.44, No.2
- 上野道輔 [1949]:『新稿 貸借対照表論』(上巻)有斐閣, 昭和24年。
- 興津裕康 [1996]:『財務会計の理論』税務経理協会, 平成8年。
- 興津裕康 [1997]:『現代制度会計』森山書店, 平成9年。
- 興津裕康 [2002]:「取得原価と時価」岸悦三編『近代会計の思潮』同文館, 平成14年, 所収。
- 興津裕康 [2006]:「現代会計の論点一価と時価の混在する会計を考える」『企業会計』第58巻第11号(平成18年11月)。
- 片野一郎 [1974]:『貨幣価値変動会計』(第2版)同文館, 昭和49年。
- 木内佳市, 山口忠昭他 [1996]:『会計情報の基礎研究』同文館, 平成8年。
- 岸悦三編 [2002]:『近代会計の思潮』同文館, 平成14年。
- 高松和男 [1972]:『貨幣価値変動会計』税務経理協会, 昭和47年。
- 武田隆二 [2001]:「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号(平成13年1月)。
- 武田隆二 [2002]:『会計学一般教程』(第5版)中央経済社, 平成14年。
- 武田隆二 [2008]:『最新財務諸表論』(第11版)中央経済社, 平成20年。
- 田中茂次 [1989]:『物価変動会計の基礎理論』同文館, 平成元年。
- 田中耕太郎 [1946]:『貸借対照表法の論理』有斐閣, 昭和21年。
- 中野 勲 [1987]:『会計測定論—不信解消会計の構築—』同文館, 昭和62年。
- 中野勲 [2005]:「時価—原価ハイブリッド会計の論理について」『会計』第167巻第1号(平成17年1月)。
- 中野勲 [2008]:『企業会計情報の評価』中央経済社, 平成20年。
- 土方久編 [1993]:『貸借対照表能力論』税務経理協会, 平成5年。
- 山口忠昭 [1994]:『物価変動会計論』同文館, 平成6年。
- 山口忠昭 [1996]:「物価変動下における剝奪価値説の検討」『会計』第150巻第2号・第3号(平成8年8月・9月)。
- 山口忠昭 [1997]:「英国の物価変動会計に関する一考察—勧告書第12号と第15号を中心として—」『京都学園大学経営学部論集』第6巻第3号(平成9年3月)。
- 山口忠昭 [1999]:「物価変動会計の理論構造に関する一考察—A.C.C.A.の所説を中心として—」『京都学園経営学部論集』第9巻第1号(平成11年7月)。
- 山口忠昭 [2000]:「英国の時価主義会計に関する一考察—I.C.W.A.の所説を中心として—」『京都学園経営学部論集』第10巻第1号(平成12年7月)。
- 山口忠昭 [2008]:「会計上の価値概念に関する再検討—剝奪価値と公正価値—」『商経学叢』第55巻第2号(平成20年12月)。
- 山口忠昭 [2009]:「会計上の資産評価概念をめぐる諸問題—剝奪価値説と剝奪価値概念の再解釈—」『企業会計』第61巻第3号(平成21年3月)。

経営学部開設10周年記念論文集

- 山口忠昭〔2010〕：「会計上の価値概念に関する考察—公正価値—」『商経学叢』第56巻第3号（平成20年3月）。
- 山口忠昭〔2013〕：「会計上の時価評価をめぐる諸問題」『国際会計研究学会 年報 2013年度第1号（通巻31号）』（平成25年5月）。
- 山下勝治〔1971〕：『貸借対照表論』中央経済社，昭和46年。